

第 7 4 号議案

加東市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

加東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 前	改 正 後
(罰則) 第 1 1 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合、又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められて	(罰則) 第 1 1 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、1 0 万円以下の過料に処する。

<u>これに应じない場合</u> においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。	
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第 7 4 号議案 要旨

加東市国民健康保険条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 3 7 4 号）により、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る改正国民健康保険法の施行期日が令和 6 年 1 2 月 2 日に定められたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

被保険者証の返還に係る規定を削ること。（第 1 1 条関係）

3 国民健康保険財政への影響

特になし

4 施行期日 令和 6 年 1 2 月 2 日